

平成 23 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	19 番	齋 藤 修 市
20 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

18 番	佐 藤 元
------	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	金 子 勇 一 郎	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	福 祉 課 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 子 春 輝
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 均	文 化 財 保 護 課 長	金 道 博
白瀬南極探検隊記念館長	北 村 正	ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	渡 辺 講
生 活 環 境 課 な 処 理 施 設 建 設 計 画 班 班 長	小 松 幸 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成23年12月15日（木曜日）午前10時開議

- 第1 報告第9号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第89号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第90号 にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第91号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第5 議案第92号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第6 議案第93号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第7 議案第94号 平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第95号 平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第96号 平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第97号 平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第11 一般会計予算特別委員会の設置
- 第12 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、18番佐藤元議員から欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、ガス水道局長が欠席するとの報告を受けております。

また、一般質問において村上次郎議員の質問に対して回答を保留してありました件について、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

●総務部長（森鉄也君） おはようございます。13日の村上議員の一般質問のうち、法人税につい

て調べた結果について御報告申し上げます。

お手元に法人税に関する資料を配付してございます。あわせて御覧いただきたいと思っております。

始めに、法人税そのものは国税でございます。そのために運用についての国からの通達等はありませんでしたので、県の税務課のほうに問い合わせした結果で確認しておりますので、それに基づいて御報告いたします。

それによりますと、資料を御覧いただきますと、我が国の企業の国際競争力の観点等から法定税率を30%から25.5%に一たん引き下げ、その上で平成24年4月から復興特別法人税として、改正後の税率25.5%でございますが、その10%分、2.55%分を上乗せして、28.05%とするものでございます。したがって、改正前の税率を上回ることなく、答弁で申し上げましたが、法人税の負担増とはならないものでございます。この復興特別法人税2.55%の上乗せによる3年間の税額が2.4兆円と見込まれるものでございます。

また、今回の震災復興財源法の内容には、2年目、3年目で段階的に増税する内容の記載は、ないとのことでございました。

それから、実効税率の説明もつけてございますが、法人税率の改正に伴いまして、法人税課税の地方税等もあわせた実効税率でございますが、東京都を例にいたしますと、法定税率の引き下げに伴いまして実効税率が40.69%から35.64%に5.05%引き下がります。これに復興特別法人税が上乗せされますと、実効税率としては38.01%となるものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これから本日の議事に入ります。

日程第1、報告第9号にかほ市観光開発株式会社経営状況の報告についての報告1件、日程第2、議案第89号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第10、議案第97号平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案9件、計10件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第9号にかほ市観光開発株式会社経営状況の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終わります。

次に、議案第89号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 議案第89号についてであります。

提案理由として、スポーツ振興法の全部改正により、新たにスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、体育指導員の名称をスポーツ推進委員に改めるためというふうにして提案理由になっております。

私がお伺いしたいのは、現在のいわゆる体育指導員の職務の状態がどういう状態になっているのか、事務報告書等で調べてみた結果がここに書いてある内容になっています。お伺いしたいのは、ここ1、2、3って星印三つなっていますが、真ん中のところを第1にお聞きしたいと思います。スポーツ推進委員になったことで活動内容が変わりますかと。それから、上にいって、これまで指導等に当たった回数で最高の人と最低の人の回数がどういう状態になっていますか。それから、報酬を年額にしている理由についてであります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） まず始めに、本条例の一部改正の目的でありますけれども、提案理由でも申し上げましたが、これはスポーツ振興法が平成23年8月24日に改正施行され、スポーツ基本法と名称変更、スポーツ振興法の第19条の体育指導員の名称がスポーツ基本法の第32条においてスポーツ推進委員に委員の名称変更がなされたためであります。

質問でありますけれども、第1番目、活動内容についてでありますけれども、委員の活動としては、年間を通じて主催事業等への参加、研修会、各種教室の指導等のほか、地域や各種スポーツサークルなどでの活動もあり、体育指導員はこのような活動内容であります。

それから、指導に当たった回数の件であります。平成22年度の実績としては、事業等への参加が最も多かった人で28回、最も少なかった人で5回であります。30名の委員の平均は13.8回であります。

それから、報酬を年額にしている理由ですけれども、委員の活動内容をさきに報告いたしますけれども、この体育指導員は執務の多少にかかわらず地域スポーツ活動にかかわる情報収集等も含め、幅広く活動していただいているところであります。それらが報酬を年額にしている理由となります。

活動内容が変わったかどうかということですが、スポーツ基本法ではスポーツの推進に係る体制の整備も挙げております。現在の住民に対するスポーツの実技の指導や、その他スポーツに関する指導及び助言に加え、今後はスポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整等の分野も入ってくるようになります。これが、より明確になった部分であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 今、最後のほうで次長から回答ありました。いわゆる今までの体育指導員というのは、この19条によりますと、実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言というのが職務になっているわけです。今回のスポーツ推進委員というのは、より幅広く、そして深くなっているようにしてこの条文ではありますね。第32条の中で——体制の整備を図るためということで、スポーツの推進のための事業の実施にかかわる連絡調整等の職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中からということで、今回のスポーツ推進法というのは、眼目というのは、スポーツ権というものを認めて、今の憲法にあった中でスポーツをどんな人もやれると、そういう条件整備というふうにしてなっているわけですね。今までのスポーツ振興法と変わってですね。したがって、職務内容が変わったというふうにして理解していいんですか。

●議長（佐藤文昭君） スポーツ振興課長。

●スポーツ振興課長（佐藤均君） お答えいたします。先ほど教育次長のほうからも御説明ありま

したけれども、今回の改正により、体育指導員からスポーツ推進委員になったことについての活動につきましては、現在活動している内容と特に変わっていないと私のほうでは解釈しております。ただし、今、竹内議員さんがおっしゃったとおり、このスポーツ推進委員のための事業の実施に係る連絡調整等入ってきてまして、現在も行っている部分をより明確化してですね、スポーツ立国、スポーツ立県として、スポーツで地域を明るくするために頑張っているの、より一層頑張ってもらいたいということと解釈しております。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） そうすると、都道府県、あるいは市町村でスポーツに対する体制整備を図ると。計画書をつくるということ。これは努めるというふうになっっているんですけども、こういうものもつくった上で、今の名前だけの体育指導員からスポーツ推進委員に名前だけ変わるんじゃないかと、将来的にはそういう計画、推進計画についてもつくるといようなことが考えられているんですか。

●議長（佐藤文昭君） スポーツ振興課長。

●スポーツ振興課長（佐藤均君） 計画につきましては、平成22年度末に作成しまして、皆様に配付しておりますにかほ市スポーツ振興基本計画を策定済みです。この基本法の改正前の振興法の際に完成したのですが、基本的には内容を、そちらのほうも網羅した形で今進んでいますし、にかほ市としてはその計画をもとにですね、国・県との連携をとりながら、そういう法に基づいた形であわせた形で進めていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 議案第90号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質問をいたします。

これまでまちまちであった自動販売機設置使用料等についてです、この条例で明確になると思います。思いますじゃなくて、なります。この条例が議決され、設置業者と協議されることになりましたが、提案するに当たって説明会等がされていきましたか。また、条例施行後の使用料と販売手数料の推計を行っておりますか。行っておるとすると推計の金額について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 昨年の9月定例会及び今年の9月定例会におきましても、二度にわたって竹内議員から御指摘を受けました自動販売機の使用料、電気料、販売手数料の適正な歳入への計上についてでございますが、合併後、今まで統一が図られておらないということでまちまちでございました。この条例改正により適正化を図るものでございます。

御質問の提案に当たっての設置業者との使用料の協議につきましては、これまでは特に行っておりません。この条例が可決された場合、施行日を来年の4月1日からとしておりますので、来年度予算への適切な計上を図るため、1月中に説明をしてまいりたいと考えております。

次に、条例施行後における使用料と販売手数料の推計でございますが、あくまでも推計ということでお答えいたしますが、使用料につきましては、自動販売機1台当たりの使用料を月額500円としますと、市の公共施設全体に設置されている自動販売機の使用料は32万7,000円になる見込みとなります。平成22年度決算と比較しますと、約7万円増加する見込みでございます。

また、販売手数料につきましては、販売手数料を売上高の100分の10、いわゆる10%にしますと、販売量により開きが出ることとなりますが、確実なところで推計いたしますと約47万8,000円となります。平成22年度決算と比較しまして、約10万7,000円の増額になる見込みでございます。

なお、電気料も含めた総収入で比較いたしますと、電気料は現在と変わらないものとして推計した場合、条例改正後の総収入は258万9,000円となりまして、平成22年度決算が約241万2,000円でございますので、約17万7,000円の増額となるものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 今、推計を出されたわけですので、そんなに細かくは必要ないのですが、設置料金がばらばらだということの指摘があつての今回の条例改正になるわけですが、累計別にもこのようになっていたということも簡単にでもお知らせ願いたいということと、基本料金、それから加算料金の数字の根拠、これがあつたら答弁してもらいたい。この改正によって、これまでそんなに負担していなかったのが急に負担が増えたとか、あるいはうんと軽くなるというふうなそういう極端な例といえいいですか、そういうのがありましたらお知らせ願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 現在の自動販売機の設置使用料金等につきましては、資料でもお答えしてございますが、平成23年度におきましても、ほぼ前年度と同様となっております。それで、改めまして今年度の設置使用料金等について御説明申し上げますと、市の公共施設での設置状況は28施設で、清涼飲料水関係が60台、たばこが2台、軽食用が1台の合計63台でございます。また、歳入の状況でございますが、自動販売機の使用料、それから電気料、販売手数料など六つの種類に分類して徴収している状況です。

一つ目のパターンとして、設置されている施設、または敷地の使用料を市行政財産使用料徴収条例に基づく行政財産使用料で徴収し、電気料は実費、さらに設置業者との協定で売り上げの割合による販売手数料などをすべてを徴収しているケースが一つ目でございます。二つ目としては、使用料と電気料のみを徴収しているケース、三つ目は、電気料と販売手数料のみを徴収しているケース、四つ目は、使用料のみを徴収しているケース、五つ目は、電気料のみを徴収しているケース、六つ目は、販売手数料のみ徴収しているケースでございます。これらの中には、一部行政財産使用料に電気料を含めて徴収しているケース、あるいは電気料のみ徴収しているケースなども含まれております。

このように自動販売機の使用料、電気料、販売手数料の徴収方法については、決算での御指摘に基づき、一部不適切でありましたので、平成22年度中に歳入予算への適正な計上に努めたところでございます。

次に、このたびの改正でございますが、基本料金500円、加算料金を売上高の10%とした根拠と

いたしましては、現在、3庁舎で統一して徴収している1台当たり年額6,000円の使用料をベースに月額500円と定めております。また、売上高の10%を加算料金として徴収した場合、現状よりも使用料が落ちないものと判断して、売上高については10%を決定したものでございます。

次に、条例を改正することによりまして著しく使用料が激減する自動販売機はないかとの御質問でございますが、これも推計ではございますが大きく増額になるものとしましては、象潟庁舎において1台当たり約2万5,000円、年額で増額、1台当たり2万5,000円増額になります。

それから、また、大きく減額になるものとしましては、白瀬南極探検隊記念館に設置している1台が現在、売上高の30%を徴収しているものがございまして、10%になることによりまして約4万2,000円減額となる見込みでございます。

これをもとに平成24年度の4月からの施行に向けて、今後、設置業者に説明してまいります。ただいま申し上げましたとおり使用料が大きく変動するケースもございますので、ある程度販売単価に影響する場合もあるのではないかと考えているところでもございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これでは議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。始めに5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 3点質問いたします。22ページであります。3-1-7福祉施設管理費の設計業務委託料320万円の減額についてであります。市長の市政報告で減額に至った経過についてありました。その中で利用者が限られているとありました。平成22年度の利用状況について伺います。

また、平成24年度からの地域福祉計画を現在策定中です。策定委員会の中で、この老人福祉センターのあり方について論議されているのでしょうか。もし、されているようでしたら具体的な内容について伺います。——されて、そしてこの減額の結論になったのかもあわせて伺います。

同じ22ページです。3-2-1児童福祉総務費の保育所整備等特別対策事業補助金1,790万3,000円のうち、にかほ保育園の1,192万6,000円についてであります。にかほ保育園は、説明では築後15年経過し、経年劣化による屋根の雨漏りが発生したとのことですが、平成8年の建設に当たっての公費の助成内容と屋根材の種類について伺います。

23ページであります。3-3-2扶助費715万9,000円についてであります。平成22年度決算では、生活扶助費は7,756万円、医療扶助費は1億5,585万7,000円でした。平成23年度当初予算では、それぞれ7,935万円と1億7,791万円です。それぞれ増加しているための増額補正との説明ですが、増加している内容について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、福祉施設管理費の320万円の減額についてでございます。老人福祉センターの平成22年度の利用状況ですが、入浴としての施設利用人数は年間延べ6,060人でありまして、収入としては129万6,300円です。月平均にしますと延べ505人、一日当たりでは19.4人の利用となります。その内訳については、毎日利用する数人がおりまして、そのほかの人については週のうち二日以上利用しているという人が全体の3割から4割というふうに見られております。

また、利用団体等につきましては、年間を通して145回、1ヵ月当たりの平均は12回の利用となっております。利用団体としては、母子寡婦会、老人クラブ、友愛ヘルパー協議会、ミニデイサービス等となっております。今年は利用団体については、月平均6回程度ということで利用率が下がっている状況でございます。

また、センターのあり方について地域福祉計画の策定委員会で議論されたのかということですが、9月30日開催の第3回策定委員会の高齢者支援分科会に検討を提案しておりますが、象潟在住の委員以外は、同センターのことを知らないということでありまして、利用状況等の情報交換にとどまっております。ただ、象潟の委員からは、海の側で風が強いなど、また、入り口が狭くて急で、お年寄りには大変だというような位置に関する意見などはあったようですが、具体的な改善までのまとまった話し合いにはならなかったということでございます。

次に、児童福祉総務費、にかほ保育園の平成8年度建設時の公費助成の関係でございます。平成8年建設時の公費の助成内容につきましては、保育所施設整備補助金のうち、一般整備費と老朽民間整備費の二つの補助金を受けて整備しております。総事業費は5億474万9,819円です。その二つの補助金の合計での財源内訳を見ますと、国庫補助金が9,906万8,000円、県補助金、これは上積み補助金というのもありまして、それを合わせますと県補助金が6,439万5,000円、これを国に対しての率で見ますと、国に対して県は65%というふうになっているようです。それから町の補助金が1億7,600万円、事業団からの借り入れが1億2,670万円、県からの借り入れが1,800万円、町からの借り入れが2,000万円、自己資金が58万6,819円というふうになっております。

屋根の種類につきましては、瓦葺きで一部三角のモニュメント部分が長尺カラー鉄板葺きというふうになっております。

次に、扶助費の関係でございます。生活扶助につきましては、今年の4月から11月までの歳出ベースで前年度と比較してみますと、月平均約10%増の600万円前後で推移してきておりますが、これは保護世帯数及び保護人員が前年度に比べ月平均で11世帯12人増加しているためでございます。

また、医療扶助費につきましては、歳出ベースで前年度と比較して月平均で約30%多い1,500万円前後で推移してきておりますが、4月から11月までの通院、入院を累計して前年同期と比べますと、通院が33人、入院が17人の増となっているものです。

当初予算では生活扶助費を前年度実績見込み額の5%増、医療扶助費は同じく見込み額の1%増で計上しておりましたが、それを上回る状態となっているものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 1点目で福祉施設の管理費の設計業務委託料の減額についてですが、いわゆる社会福祉協議会、この人方との、この減額に至った、結論に至ったまでの話し合いというか協議というか、こういうものはどういうふうにしてなされてきたんでしょう。今のお話ですと、策定委員会での話は、そんなに——そんなになっていかまはずははっきり言ってゼロに近い内容になっていますが、そこをひとつ伺いたいと思います。

それから、児童福祉総務費の関係ですが、屋根の素材についてですが、これは瓦葺き一部鉄板とかそういうお話でしたが、15年ぐらいの経年で雨漏りとかそういう状態になるような、例えば特殊

な場所とか、あるいは —— とかというふうにして、普通はそういう状態に考えられるんですか。

それから、扶助費はいいです。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 社会福祉協議会とは、まず現場の象潟支所の方々と現場の、現地でいろいろ建物の状況等の把握をしながら話を聞いてきております。そして、社会福祉協議会の会長、総務課長、象潟支所長と私、それから子育て長寿支援課長、福祉課長が一度会合を持ちました。その中で、一番状況が大きく変わったのがお風呂でございます。当初の改修計画においては、大広間までの部分を全面改修して、お風呂部分については現在のまま使っていこうということで当初計画されております。ところが、今年の4月以降ですね、お風呂のほうが非常に限界がきているということでございます。それで、一時休館もしているんですが、お風呂の給湯施設関係、ボイラー関係ですね、これについて故障して、その補修をお願いしたときも、もう限界だと。要するにあと部品も手に入らない状況だというふうに言われたということでございます。それで、社会福祉協議会としても、今現在まずそのお風呂については非常に困っているという状況です。今もお風呂がなかなか沸く時間がかかりすぎると。開館までにお風呂が沸かない状態が続いているということのようです。

それで、また、これまでもバスの分離の問題、あるいはレジオネラ菌の問題等ございました。いろいろまた県の指導もありまして調査しているところでございますけれども、大腸菌も発生しているような状況にあると。これはもともと、この源泉のほうに問題があるということでありまして、ましてその源泉から八百数十メートルに及ぶパイプラインで引き込んでおります。この引き込んである管についても、これまで洗浄等されたことがございません。ですから、どこに原因があるのかというのも、その辺にあるのかなということは想像はできますけれども、今の状況でいきますとお風呂自体がですねいつまたストップしてもおかしくないような状況だと。社会福祉協議会としても、できればもうこのお風呂はやめたいというような話もしております。そういうことも含めると、果たして今の事務室、大広間までの改修でいいのか、じゃあそのお風呂をどうするのか、そういうことがまず一つございます。そういうこともありまして、社会福祉協議会ともいろいろまだ話し合いを進めているところでございます。

それから、にかほ保育園の屋根の関係でございます。これにつきましては後ほど池田議員のほうからも質問が出ているわけでございますが、一番の原因は、その屋根のモニュメントの構造にあるようでございます。全面的に屋根にM字のモニュメントがついているわけでございますが、特に昨年の豪雪で2度ほど雪下ろしをしている状況です。そういったことで、遊戯室屋根等のずれなども生じていると、そういうところから雨漏りしているというような、やはり特殊な屋根の構造だということが一つ原因に挙げられているようでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 1点目の福祉施設管理費の設計業務委託料の関係であります。率直に言いまして、この設計業務委託料をもってきた経過ですね、経過と、そしてその後の状況調査、あるいは何ていうか発生してきた問題、こういうことについて、この予算をもってきた、あるいは例えば請願

もありました。そういう経過もあったわけですが、この今のようなお話見ますと、この予算をつくったその時点で、こういうものはまるっきり何ていうか予想はなかった、そういうことなんですか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 今年度当初にその設計業務委託料を置いたというのは、雨漏りがひどいということで、まずその雨漏りと老朽化で、昔からつくられた、創設当時の部分を改修しようということで設計費が盛られたようです。それで、お風呂のほうについては平成十一、二年ころですか、建てられたということで、そちらは大丈夫だろうということで、まずそちらのほうは残すことを前提にして予算が盛られたようでございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 幾つかありますが、11ページの地方特例交付金の関連で、この説明では子ども手当の制度が変わるということでの説明だったわけですが、この制度変更ということは、3歳未満や第3子以降の子供などは子ども手当が増額になる。しかし、年少扶養控除の廃止によって減る、減額されるということも相当あるというふうに聞いているわけです。その実情がどうなっているのかと。大体3割くらいになるのではないかという推計もあります。その点が一つです。

同じページの民生費負担金の滞納、これはほとんど入ったというように説明ありましたが、今後の手だて、あるいは見直しについても説明願いたいと。

次に、12ページの生活保護世帯数の推移ですが、これでは536万9,000円の増になっています。本年度の申請、あるいは該当数、実情等、前の議会でもちょっと説明あったわけですが、その後の実情等をお知らせ願いたいと思います。

それから今、同僚議員が質問した項目で、根本的な問題になると福祉計画にどう反映するか、あるいはどう取り入れるかということにもなるかと思うんですが、その関係どうなるかということについてお尋ねします。

それから最後、29ページ、災害対策費の備蓄毛布クリーニングの委託先、それから、この前の議会までは他の備蓄の状況が余り進んでいないということだったので、その後どうなっているかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、一つ目の地方特例交付金の関係でございます。資料をお配りしております扶養控除の廃止等と関連して子ども手当の制度改正も行っておりますので、この二つの改正を組み合わせた形での表にしてみました。制度変更のために、これまでより負担増となる世帯についてでございますが、所得税5%、それから住民税を10%課税される方の場合でございますが、年少扶養控除の廃止に伴いまして中学生以下の子供が1人いる場合、所得税で1万9,000円、住民税で3万3,000円の合計で5万2,000円の新たな税負担が増となります。

また、子ども手当制度の改正では、子供が3歳未満、または3歳以上で小学校修了前の第3子以降であれば、これまでの月当たり1万3,000円から1万5,000円となりますので、手当てについては年間2万4,000円の増となります。また、その子供が3歳以上で小学校修了前の第3子か、ある

いは第2子、または中学生である場合は、手当が1万3,000円から1万円となっておりますので、年間で3万6,000円の減となります。つまり、これまで扶養控除となって年間15万6,000円の手当を受給していた場合と比較しますと、子供1人当たりでは新たな税負担分5万2,000円と子ども手当の増減分で、差し引き2万8,000円、または8万8,000円の減となるものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 民生費負担金保育園保護者負担金の滞納世帯の状況でございます。年度当初、平成21年度以前分については40世帯、平成22年度分が23世帯という滞納世帯でございましたが、本年11月末現在のその滞納世帯の状況は、平成21年度以前分では5世帯が完納したために残りが35世帯、平成22年度分では9世帯が完納したため、残り14世帯となっております。滞納残額は合計で423万1,860円となっております。

滞納者に対する対策でございますけれども、これまで子ども手当の支給時等において窓口で納付相談を行っているほか、誓約書の提出、あるいは家庭訪問、文書及び電話などの催告を行っているところでございます。

今後の手だてや見通しということでございますが、また来年の2月には子ども手当の支払いがございます。これまでも子ども手当支払い時に窓口で納付相談を行って、収納率が非常に高くなっておりますので、今後も計画的な納付ができるように相談しながら収納率を上げるように努めていきたいと思っております。

次に、生活保護世帯数の推移でございます。にかほ市の生活保護の動向ではですね、合併した平成17年度の平均保護世帯数が114世帯で保護人員は174人、保護率は5.9パーミルでした。しかし、平成20年のリーマンショック以降、増加傾向が続きまして、平成22年度は123世帯の192人、6.9パーミル、そして本年度11月までの平均は——これは毎月、保護の開始、あるいは廃止等変動あるものですから平均ということになりますけれども、本年11月までの平均は131世帯200人、7.3パーミルということで、合併年度に比べますと17世帯26人、いずれも約15%の増となっております。保護率においては1.4ポイント伸びている状況です。

本年度の申請等の状況でございますが、申請件数はこれまで21件、そのうち保護開始が13件、現在調査中が1件、却下、あるいは取り下げが7件となっております。申請に至った理由を見ますと、預貯金等手持ち金の減少によるものが12件で最も多く、次いで傷病が6件、稼働収入の減少などが3件となっております。

次に、福祉施設管理費で老人福祉センターの地域福祉計画との関係はどうなるということでございますが、地域福祉計画の高齢者福祉計画においては、交流できる施設の整備として老人福祉センターの改修を掲げているほか、障害者計画では障害者の自立に向けた活動拠点の整備を掲げているところでございます。これらを総合的に勘案し、総合発展計画の後期基本計画においては、今後、老人福祉センターは福祉サービス全体の中で検討する必要があるというふうにして記載してまいります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 次に、災害対策費の備蓄毛布クリーニングの委託先と他の備蓄状況ということについてでございます。クリーニングの委託先といたしましては、真空パック、梱包までできる業者を選定する予定でございます。現時点で委託先を決定しているものではございません。現在備蓄している毛布でございますが、真空パックのものを購入して920枚備蓄はいたしております。今回、毛布クリーニング真空包装委託する毛布につきましては約500枚分でございますが、この毛布は岩手県に支援物資として全国から寄せられたものを岩手県から本市に備蓄用として分けていただいたものでございます。この毛布は真空パックでございませぬので、長期間、衛生的に保存するため、クリーニングし、真空パックを行うものでございます。

他の備蓄につきましては、象潟、金浦、仁賀保の備蓄倉庫に、食料につきましては各庁舎に備蓄しております。また、これまで県をはじめ各市町村で生活必需品等の品目や数量がまちまちの備蓄を行ってまいりました。県では東日本大震災以降、県と市町村の備蓄等のあり方につきまして、現在市町村と協議をしながら見直しを進めているところでございますが、1月20日ごろまでには県と市町村の間での備蓄に関する協定の締結を行う計画となっているようでございます。この見直しは、市町村との食料品、防寒用品、衛生用品、発電・照明機材、衣料品など共同備蓄品目を定めまして、備蓄目標数量も示すこととなっております。今後はその品目並びに目標数量を計画的に備蓄してまいります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 一つ質問します。最初の地方特例交付金にかかわる、つまり子ども手当の関係なんですけれども、この負担増になるところもかなりなようですが、市内の世帯を見た場合、負担増になるのはこの程度と、それから少なくなると、手当てをもらっても負担増にはならない、こういう世帯はこのくらいというのが分かりましたら、その点について質問します。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それにつきましては、現在ちょっと集計してございませぬので、後でお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、15番池田甚一議員。

●15番（池田甚一君） 補正予算関連で2点だけ通告しておりますけれども、22ページの保育所整備につきましては、竹内議員のやり取りを聞いていまして分かりましたので、(1)は割愛させていただきます。

(2)の件については、ちょっとお聞きしたいと思います。保育園に限ってです。この公共建築物とありますけれども、今回のかほ保育園に限ってのこの将来にわたっての長寿命化対策、今回、行政報告によりますと15年経過しているということでございますけれども、将来の長寿命化を図るには、どのような工事にすべきとお考えでしょうか。具体的な考えがありましたらお知らせ願いたいと思います。

次、26ページの森林防虫害対策事業でございます。ナラ枯れについてでございますけれども(1)番の具体的な工事内容についてお伺いいたします。それから(2)番には、これまで予算措置されておりましたけれども、どれほどの被害木処理が可能でありますか。これも行政報告によりますと1,900

本ぐらいがナラ枯れにかかっているというような報告がございましたけれども、どれだけの処理が可能かお答え願いたいと思います。それから(3)番、今後、これまでの継続的な対策を実施しているとの報告はありましたけれども、拡大した原因についてどのように担当課では考えておるのか伺います。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 保育園の長寿命化対策ということでございますが、保育園などの民間児童福祉施設においては、おおむね10年を経過して、使用に耐えなくなった施設の一部、あるいは附帯設備等については、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用して大規模修繕を行って長寿命化に努めているところであります。もちろんこれにつきましては、事業者の負担も出てくるわけですから、当然基金積み立てをしながら事業者としても基金を積み立てながら計画的にこれは市と協議しながら進めていくということになります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） ナラ枯れについて申し上げます。(1)の具体的な工事内容についてですけれども、その前に駆除方法としては3通りございます。一つ目には、伐倒木に運搬して焼却すると。さらに伐根部分についても薬剤によって燻蒸処理すると。二つ目は、伐倒後1メートルほどの玉切りにしまして現場に集積してビニールシートでその被覆しての燻蒸を行うと。これについても伐根部分についての燻蒸も行います。三つ目としては、立木のまま薬剤を注入しての燻蒸方法、この三つの方法があります。そこで当市で11月に発注した駆除方法でございます。それについては、立木の状態で直接燻蒸剤を注入して、虫の殺虫、それから除菌を行う立木型燻蒸の駆除方法を予定しております。ただ、その被害木が道路の脇、あるいは建物に近いというようなことでありますと、倒木の危険性がありますので、そういうことで伐倒燻蒸も随所に出てくる可能性がございます。そこから辺組み合わせながら駆除を行っていきたいと思います。

それから、(2)番のこれまでの予算措置で、どれほどの被害木の処理が可能かでございます。当初予算では被害木の駆除については、全量伐倒駆除を予定しておりました。その数が200本で事業費を194万3,000円というようなことで予算措置しておりました。ただ、被害がかなり拡大しているということで、先ほど申し上げました3番の作業単価が安い立木型の燻蒸方法に切り替えて駆除することとしまして、契約をいたしております。その予算に対する駆除本数ですけれども1,080本、ただ、この時点で被害木が確認されておりましたのが1,916本でございますので、既存の委託料を流用させていただいて、11月の14日に業務委託契約を行ったところでございます。ただ、その後の調査で仁賀保、金浦地区でも発生が確認されております。現在1,992本、これについても早々に議会、承認後に変更契約を結びまして処理していきたいと思います。

そこで、立木のままで処理することとなりますと、単価が1本当たり1,800円というようなことで、これに予算で割返しますと2,450本の処理が可能になります。ただ、先ほど申しましたように伐倒駆除も出てきますと、若干減る可能性がございます。

それから、(3)番のナラ枯れの原因でございます。今年については梅雨の期間が短かったということで、ミズナラ等が水分を十分に吸いきれないで木自体が消耗しておったと。それから7月、8月

の高温小雨で病原菌を持つカシノナガキクイムシ、これは媒介する虫ですけども、この活動が非常に活発であったというようなことが言われております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 池田甚一議員。

●15番（池田甚一君） 追加して質問させていただきますけども、保育園の長寿命化についてでございますけれども、いろいろ県だとか、いろいろな機関から、いわゆる長寿命化に対する具体的な指導、あるいはまた、またこれから来るかもしれませんけれども、現在のところそうした指導などありましたらお答え願いたいと思います。

それから、ナラ枯れの件でございますけれども、なかなか過去においては松枯れという非常に苦い経験があったわけでございますけれども、このナラ枯れ病対策について、今、原因、あるいはまた被害木の処理について具体的にお話ございましたけれども、いわゆる被害を抑制するためには、非常に時期的なもの、季節的な要素というものが、いわゆる事業を展開する上でですよあるような気がするんですけども、いわゆる予算を効果的に執行するにはそうした季節的なもの、あるいはまた集中的、あるいはまたさまざまな対策があるように伺いますけども、特にこの季節だとか時期だとかという点に限っては、何か指導などあるものですか。その点だけお聞きして終わります。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 県から指導があるかということでございますけれども、県のほうからは特にその長寿命に対して計画を立てなさいとか、そういった指導は特にございません。県から連絡が入ってくるのは、そういった大規模修繕等の取り扱いの要綱が改正された場合ですとか、そういった通知はまいります、特に指導監査においてもそういう指導項目がございませんので、特にないと判断しております。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 駆除の適期でございます。松くいについては、樹幹注入しまして、それが幹に吸い上げられて最後には虫を殺すという方法ですけども、ナラ枯れについては樹幹注入した薬剤を気化して、それで虫を殺すという方法になります。ですから、言われているのは気温が5度C以上の時期に行いなさいというようなことを言われております。当方で11月に発注しておりますけども、同じ時期に由利本荘市でも発注が行われておりまして、その面積が由利本荘市のほうが広大だということで、実際まだうちのほうが行われておりません。その時期を今年中ということをお勧めすると、年明けの3月ころになるのではないかとことを思っております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第97号平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第92号から議案第97号までの質疑を終わります。

日程第11、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 91 号の審査のため、議長を除く 19 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前 11 時 05 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	19 番	齋 藤 修 市

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝子	福 祉 課 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 子 春 輝
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 均	文 化 財 保 護 課 長	金 道 博
白瀬南極探検隊記念館長	北 村 正	ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	渡 辺 講

.....

午前 11 時 05 分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は 18 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 17 番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、1 番伊東温子委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 17 番池田好隆委員、副委員長には 1 番伊東温子委員が決定しました。

17 番池田好隆委員、1 番伊東温子委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午前 11 時 07 分 休 憩

午前 11 時 08 分 再 開

【一般会計予算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名された池田でございます。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 91 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 散 会

.....

午前 11 時 09 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっています議案第 89 号から議案第 97 号までの 9 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 11 号から第 18 号について、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午前 11 時 10 分 散 会
